



2017年11月08日 10時04分

「殺すぞ」上司からの連続的なパワハラで自殺...裁判で「労災不支給」が覆った理由

阪神高速道路の交通管理会社で働いていた男性（当時24歳）が自殺したのは、上司のパワハラが原因だとして、遺族が国に労災不支給決定の取り消しを求める訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は9月29日、上司のいじめでうつ病を発症したと判断し、労働基準監督署に支給を命じる遺族側の逆転勝訴を言い渡した。

今回の裁判で、二審の大坂高裁と一审の大坂地裁の結論が分かれたポイントは、「自殺とパワハラに因果関係があるかどうか」という争点についての判断の違いにある。

・上司「歩き方が気に入らない」「道場に来い」

男はどういったパワハラを受けたのだろうか。判決によると、男性は2010年に入社し、阪神高速道路の巡回パトロール業務を担当。12年時に異動し、今田のパワハラの原因となる上級と同じ課に配置された。男性は幼少期から空手を始めたが、他の男性の空手を苦々しく見付けていた。

同年4月には上司は男性を道場に説教してやり、男性は「道場に行ったらボコボコにされる」と警告がついている様子だったといいます。周囲の従業員も男性から、「仕事のこと強く言われる。細かいことも言われ、すごく辛い」「(仕事のことについて)自分の挙措を認めてくれない。厳しい」との話を聞いていました。

そして男性は同年5月25~26日の夜勤で、上司とペアを組んで3回の巡回パトロールを行った。2回目の巡回では出発する間際に、上司は男性に「歩き方が気に入らない」「道場に来い」と厳しく叱咤した。巡回中は「歩き方を改善せよ」と大声で発言。2回目の巡回後、事務所で巡回終了後には書類整理を始めたときに激怒した。「何をするなうやるやん。殺すぞ」と大声で怒鳴りつけた。

3回目の巡回中には、男性は上司からバーキングエアでの不審車対応や落丁物の処理について厳しい注意を受け、巡回後にそれについて文書にまとめるよう指示され提出したところ、「小学生の文書みたいやな」と大声で言われた。27日は出勤していたが、28日朝、直毛の首筋で亡くなっているのが見つかった。

・大阪地裁と高裁の判断の分かれ目

大阪地裁は、上司が男性行った11つのハラスメント行為について、厚生労働省の行政基準である「心理的負荷による精神障害の認定基準」に照らし合わせ一つづ検討した。

例えば、2回目の巡回後に「殺すぞ」と脅迫を受けたことについては、「業務指揮の範囲を明らかに迷惑するもので、ひどい嫌がらせ、いじめに該当すると認められる」としながらも、「認定基準において心理的負荷が強として示例されているものに該当するとは言えない」としている。

総合的評価として、「一連の出来事の中で最も心理的負荷が強いのは『殺すぞ』と言葉発言であり、その心理的負荷の度合いは『中』にたたず」とし、「全体としての心理的負荷の度合いを中と評価するのが相当」と判断。うつ病を発症せざる程度に強度なものであったとは認定せず、神戸労働基準監督署が労災を支給しないとする決定を支持した。

これに対し大坂高裁は、「殺すぞ」といった発言について、「それぞれ単別的に行われたものではなく、それ以前に他の言動があった背景、連続的に行われたことから心理的負荷はより強いものになったと考えられる」と判断。

「夜勤までの2か月間に業務による相当程度の心理的負荷がかかるところに、夜勤時の出来事によって、業務による強い心理的負荷がかかる」として、直毛直前にうつ病を発症したというべきと認定した。

・ハラスメントを個別に検討することは間違っている

遺族の代理人をつとめる波多野進弁護士は、「ハラスメントは複合的に連鎖していることが多いため、大阪地裁判決のように単別的に行評価することは間違っている」と述べています。

「大阪地裁判決は、ハラスメントを個別に列挙して検討し、その内容も間違えているうえに、それぞれのハラスメントが一連の行為として貢献を認めているという点が問題でした。『誰かが分割してそれをだけ切り取ってみたらいたしたことではない』といった細分化を行ったと言えます」

(弁護士ドットコムニュース)



波多野 進（はたの すみれ）弁護士

弁護士登録以来、10年以上の間、過労死・過労自殺（自死）・労災事故事件（労災・労災民事賠償）や解雇、残業代にまつわる労働事件に数多く取り組んでいます。

所在エリア：大阪・大阪府・北区

事務所名：同心法律事務所

事務所URL：<http://osokin-law.com>



あなたにオススメの記事



借金2社以上の借り入れは返済不能?これを知らないと損しています!

専門弁護士・法律・裁判・訴訟・債務整理

裁判はなぜか勝てない? 勝訴率が低い原因と対策

裁判はなぜか勝てない? 勝訴率が低い原因と